

津市職員福利厚生事業補助金交付要綱

平成 1 8 年 1 月 1 日訓第 2 0 号

(趣旨)

第 1 条 この要綱は、本市の職員の福利厚生を増進を図るため、津市補助金等交付規則（平成 1 8 年津市規則第 4 4 号。以下「規則」という。）の規定に基づき補助金を交付することに関し必要な事項を定めるものとする。

(名称)

第 2 条 前条の補助金は、「津市職員福利厚生事業補助金」（以下「補助金」という。）と称する。

(交付の対象)

第 3 条 補助金は、津市職員共済組合設置条例（平成 1 8 年津市条例第 5 0 号）に基づき設置された津市職員共済組合（以下「組合」という。）に対して、これを交付するものとする。

(補助金の額)

第 4 条 補助金は、当該年度における組合の組合員（本市の職員である者に限る。）の会費（組合費をいう。）に相当する額を限度とし、予算で定める範囲内において、これを交付するものとする。

(交付申請の期限)

第 5 条 規則第 3 条第 1 項の別に定める期日とは、毎会計年度の 4 月末日とする。ただし、これにより難い場合は、市長が別に定める日とする。

(委任)

第 6 条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この訓は、平成 1 8 年 1 月 1 日から施行する。

(経過措置)

2 この訓の規定は、この訓の施行の日（以下「施行日」という。）以後の申請に係る補助金について適用し、施行日前の申請に係る補助金については、なお合併前の津市職員福利厚生事業補助金交付要綱（平成 1 3 年津市訓第 1 7 号）の例による。